

横浜都市交通計画の改訂（一部改定）について

1 計画の改訂（一部改定）について

【背景】

令和2年11月27日に「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律等の一部を改正する法律」が施行されました。法改正の中で、地方公共団体が交通事業者と連携し、公共交通を中心に福祉輸送など地域の輸送資源を総動員する交通計画＝地域公共交通計画（マスタープラン）の作成が努力義務化されました。地域公共交通計画を作成することにより、地域に最適な移動サービスの導入に向けて取組を一層進めることができるようになります。

【改訂（一部改定）に向けた考え方】

横浜市では既に「横浜都市交通計画（平成20年3月策定 平成30年10月改定）」（以下、「現計画」という。）を策定しており、関係機関や交通事業者と連携して、将来にわたり持続可能な交通の実現に向けて取り組んでいます。一方で、交通・移動に係る課題が多様化するなかで、持続可能な移動サービスを確保していく観点から現計画を見直し、より関係者の皆さまと共に目標達成に向けて取り組んでいく必要があると考えています。

○見直しにあたり考慮する主な事項

- ・ 更なる人口減少、超高齢社会の進行、高齢者の免許返納
 - ・ 新型コロナウイルス感染症による生活様式の変化
 - ・ 交通事業者の現状、運転手（担い手）不足
 - ・ ICT技術の進展
- など

今回の法改正により、地域公共交通計画には、数値指標や達成状況の評価に関する事項が記載必須となりました。現計画では、定量的な指標等の設定をしていないことから、**指標等の設定**を行い、**現計画を基本とした改訂（一部改定）（追記・修正等）**により対応します。また、国の第2次交通政策基本計画（令和3年5月28日閣議決定）を踏まえ、必要な事項の追記・修正等について検討します。

【現計画への追記・修正等のイメージ】

章	項目	考え方（案）
第1章	計画に関する基本事項	改訂（一部改定）の背景を追記
第2章	横浜の交通を取り巻く状況と課題	必要に応じて追記・修正等
第3章	横浜が目指すべき将来像	
第4章	基本方針、政策目標	
第5章	施策の方向、主な施策・事業	
第6章	（仮）持続可能な地域公共交通に向けた取組	法改正を踏まえ、持続可能な地域公共交通のあり方や数値指標、達成状況の評価に関する事項等を記載

2 改訂（一部改定）の進め方について

地域公共交通計画の作成にあたっては、地域公共交通に関わる多様な主体が参画し、相互に連携・協力して取り組むことが求められています。今回の横浜都市交通計画の改訂（一部改定）においては、横浜市交通政策推進協議会や協議会のテーマ別部会、横浜市における地域交通に関する検討プロジェクト（PJ）等で検討を行い、相互に連携して作業を進めます。

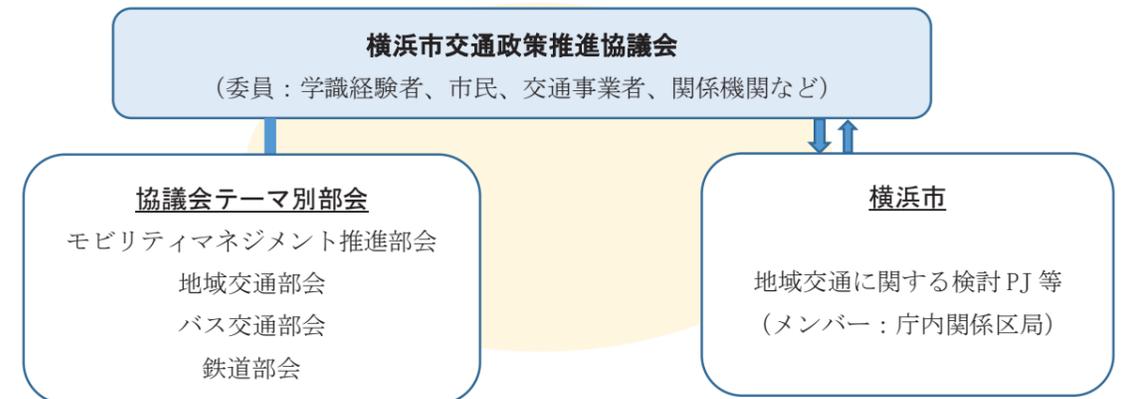


図 連携イメージ

3 今後の流れ（案）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	
横浜市交通政策推進協議会 ※テーマ別部会については適宜開催	第20回 12/21開催 別添資料参照	第21回 今回	第22回	横浜都市交通計画の一部改定
横浜市	検討・改定作業			
住民利用者等の意見の反映		パブリックコメントの実施		

※現時点によるもので変更の可能性があります。

【参考】横浜都市交通計画（平成30年10月改定）について

- 平成20年3月策定の計画から、国の「交通政策基本法」や「交通政策基本計画」との整合を図り、超高齢社会の到来や国内外の来街者の増加、ICTの進展などの社会情勢の変化に合わせ、福祉・観光・防災などの他分野との連携を重視した計画に改定を行いました。
- 概ね10年先（令和12年：2030年頃）を見据えて基本方針、政策目標、施策の方向を定め、それに基づき施策・事業を実施しています。

【補足説明】

横浜市では、既に「多様な交通モード」を対象とした交通計画が策定されているため、新たに「地域公共交通計画」を作成せず、既存の「横浜都市交通計画」に法定の記載事項等を追記・修正することで対応します。

また、横浜市交通政策推進協議会運営要綱を改正し、目的に「地域公共交通活性化再生法の規定に基づく、地域公共交通計画の作成及び実施等に関する事項」を追記することで対応します。

■地域公共交通計画の法定の記載事項		令和2年12月21日 交通政策推進協議会 資料9
法定の記載事項	留意点	【参考】横浜都市交通計画
①基本的な方針 【法52Ⅰ】 【基本方針二1(1)】	地域が目指すべき将来像とともに、その中で公共交通が果たすべき役割を明確化した上で、公共交通の活性化及び再生に向けた取組の方向性を記載。	基本方針1～3(市民生活の質向上につながる交通政策、都市の成長を支え魅力を高める交通政策など)
②計画の区域 【法52Ⅱ】 【基本方針二1(2)】	住民の通勤、通学、買物といった日常生活に関して形成される交通圏を基本とし、個別・局所的にならないよう留意。 市町村の行政区域中に複数の交通圏が存在する場合には、単独で又は他の地方公共団体と共同して、複数の地域公共交通計画の作成が可能。	横浜市区
③計画の目標 【法52Ⅲ】 【基本方針二1(3)】	可能な限り具体的かつ明確な目標を設定する必要がある。 ※目標(定性的な記載) 地域が自らの目指す方向性を具体的な数値目標として明示することが重要。 ※数値指標(定量的に設定)及び選定した理由 ※目標値・具体の数値・年次、及び選定した理由	政策目標を記載 ※定性的な記載であり、具体的な数値目標については未記載
④事業・実施主体 【法52Ⅳ】 【基本方針二1(4)】	計画区域における地域公共交通を一体的に計画の対象とした上で、目標達成のために提供されるべき地域旅客運送サービスの全体像を明記することが重要。	※地域の交通・移動支援パンフレットに、バス、タクシー、その他の移動サービスについて記載
⑤達成状況の評価 【法52Ⅴ】 【基本方針二1(5)】	達成状況の評価時期は原則として、毎年度、計画に定められた施策の実施状況に関する調査、分析及び評価を行うこととする。	※政策目標ごとの主な施策・事業について、所管課に実施状況を確認
⑥計画期間 【法52Ⅵ】 【基本方針二1(6)】	原則5年程度(ただし、計画目標や地域の実情等を踏まえ、柔軟な設定も可能)。	目標年次:令和12(2030)年頃 ※当初計画(平成20年3月)では「概ね5年経過後を基本に必要な見直し」とした
⑦その他、地域公共交通計画の実施に関し当該地方公共団体が必要と認める事項【法52Ⅶ】		

(国土交通省資料を基に作成) (横浜都市交通計画等を基に作成)

■法定協議会の概要		令和2年12月21日 交通政策推進協議会 資料9
	法定協議会	【参考】横浜市交通政策推進協議会
根拠法令等	地域公共交通の活性化及び再生に関する法律(第6条)	横浜市交通政策推進協議会 運営要綱
主宰者	地方公共団体(市町村(複数可)又は都道府県)	横浜市
目的	地域公共交通計画の作成及び実施に関し必要な協議	(1)公共交通を含め様々な交通施策のあり方とその方向性に関する事項 (2)「横浜都市交通計画」などの本市交通施策の推進に関する事項 (3)前号までに掲げるもののほか、事務局が必要と認める事項
対象となる交通モード	多様な交通モード	多様な交通モード
構成員	・地域公共交通計画を作成しようとする地方公共団体 ・関係する公共交通事業者等、自家用有償旅客運送者、道路管理者、港湾管理者その他地域公共交通計画に定めようとする事業を実施すると見込まれる者 ・関係する公安委員会及び住民、高齢者や障害者を含む地域公共交通の利用者、学識経験者その他の当該地方公共団体が必要と認める者	・横浜国立大学教授 ・市民 ・横浜商工会議所 ・東日本旅客鉄道株式会社横浜支社 ・東急電鉄株式会社 ・一般社団法人神奈川県バス協会 ・一般社団法人神奈川県タクシー協会横浜支部 ・国土交通省関東運輸局 ・国土交通省関東地方整備局横浜国道事務所 ・神奈川県警本部 ・横浜市都市整備局、道路局 ・モビリティマネジメント推進部会長 ・地域交通部会長 ・バス交通部会長 ・鉄道部会長

(国土交通省資料を基に作成) (協議会名簿等を基に作成)

【参考】第20回横浜市交通政策推進協議会(令和2年12月21日)会議録(抜粋)

中村委員	地域公共交通活性化再生法の改正については先月11月27日に施行された。地域公共交通計画策定にあたっては、自治体や運輸支局等が市民の目線に立って検討する必要がある。細かく検討が必要な部分もあるが、持続できる事業となるよう努力してほしい。
	(中略)
國本委員	地域公共交通活性化再生法の改正を受け、地域公共交通計画の策定に向けた取組を進めていきたいと考えている。来年度になると思うが、運輸支局やバス事業者、タクシー事業者と個別に意見交換をしたうえで、どういう風に作っていくのか検討していきたい。路線バスの減便・人手不足等の状況を踏まえると、共同運行やダイヤ調整が今後必要な箇所もあるだろうと我々は考えているが、そのあたりについても事前に意見交換を行ったうえで計画策定に臨みたい。 具体的な進め方としては、既存の横浜都市交通計画に補足する形で策定していきたいと考えている。例えば、独禁法の特例措置を使う可能性も出てくるが、今の都市交通計画には記載が無いためそれを補足したり、新たな指標を導入することなどが考えられる。検討にあたっては、この協議会で意見を伺いながら進めていきたい。
	(中略)
事務局	様々な取り組みをこれまでも行っていると考えているが、そのすべてを網羅できているわけではないため、今回の法改正を契機とし、さらなる地域資源の動員と地域交通の活性化を図っていきたい。
中村委員	交通と福祉について、意識はお互いあってもなかなかすり合わない現状があり課題は多い。例えば、お出かけ一つをとっても、行政の部署ごとに見え方は違うだろう。横浜市で言うと健康福祉局も含め、意見交換・情報共有を行い課題を共有すること。また、行政だけではなく現場の方や学識経験者も含め、市民が主役であることは忘れずに、もう一段踏み込んだ議論をしていく必要がある。
	(中略)
中村委員	生活様式が変わっていく中で、新たな需要がどこにあり、自分たちが持っているサービスがどう活かせるのか。これまで通勤・通学需要に合わせて施設を作ってきたがそれが上手いなくなってきた時、元に戻るとも限らない。そのような時に交通事業者の独立採算でいくのかいかにないのか、いろんな課題が投げられている。今回の法改正をチャンスと捉え議論していくべきで、その時、横浜市としてやれることを模索していくべきである。